

翌々日計画に関するご質問及び回答 (Ver.1.2)

2024年2月29日
電力広域的運営推進機関

Ver.	制(改)定年月日	新規・変更No.	制(改)定概要
	2023/4/28		新規制定
1.1	2023/11/29		記載の順序を「共通」、「2024年度」、「2025年度以降」に変更
		2-1, 3-4	保留としていた回答を記載
		2-3	質問内容・回答内容の意図を明確化するため、表現を一部更新
		2-10,3-15,3-16,3-17	追加
1.2	2024/02/29	3-4	回答に追記
		2-11,3-18	追加

※単なる誤字、脱字などはお断りなく訂正しました。

1. 2024年度・2025年度以降共通

No.	質問	回答
1-1	翌々日計画～翌日計画で変更が生じない場合にも、翌日計画の提出は必要か。	2024年度では週間計画を更新する形での提出となりますので、別途翌日計画の提出が必要となります。 一方、2025年度からは翌日計画のBPフォーマットで提出する為、翌々日計画から変更が生じなかった場合、翌日計画の提出は不要となります。
1-2	説明会資料以外に、改修点をまとめた資料提供はあるか。	2024年度では既存の週間計画を更新する形、2025年度では既存の翌日計画を早期に提出する形の対応のため、計画提出面でのシステム改修点はありませんが、ご不明点は説明会窓口までご連絡ください。
1-3	翌々日計画については、送配電等業務指針に記載するとあるが、発電上限についても同指針へ記載するのか。	発電上限について、送配電等業務指針でルール化する予定はありませんが、発電計画等受領業務ビジネスプロトコル標準規格（計画値同時同量編）記載要領に記載する予定です。
1-4	計画の瑕疵に対し確認や聞き取りがあり、送配電等業務指針違反と認められた場合、どのようなペナルティがあるか。	具体的には決まっています。
1-5	翌々日計画の提出期限が10時なのは何故か。経過措置計画と同様、12時にすることは可能か。	18時頃の広域予備率公表までに必要な広域機関および一般送配電事業者の作業時間から逆算し、提出期限を10時と定めております。 具体的には、広域機関から一般送配電事業者への計画転送、一般送配電事業者によるエリアの需給バランスや想定需要の見直し、太陽光発電想定出力の見直し等に必要な時間を考慮しています。

1. 2024年度・2025年度以降共通

No.	質問	回答
1-6	計画を出さなかった場合、ペナルティはあるのか（修正も含む）。	通常の週間、翌日計画と扱いは同じです。ペナルティについては具体的には決まっています。
1-7	翌々日計画の確からしさの判断基準を教えてください。	具体的には決まっています。
1-8	2024年度の対応について、週間計画を更新する形での提出というのは、翌々日の1日分だけを毎日更新するという理解でよいか。また計画提出の方法を2024年度と2025年度の2回に分けて変更する場合、それに伴うシステム変更等が2回発生しますが、2回に分けるのはなぜか。	確からしさのある計画であれば、複数日の更新でも問題ありません。計画提出の方式が2回となったのは、システム改修を行う際に2024年度では48点化への対応が難しいと判断したためです。
1-9	翌々日計画の先行提出はいつから可能か。	提出期限前の計画の先行提出は翌年度末分まで可能ですが、2024年度は週間計画を更新する形ですので、週間計画の提出後からとなります。
1-10	翌々日計画は変更の有無に関わらず、毎日提出が必須か。	2024年度の週間計画においては計画値の変更が無ければ、提出は不要となりますが、2025年度の翌々日計画は日々提出して頂くか数日分まとめて提出して頂く事も可能です。
1-11	翌々日計画の提出は、自己託送も対象か。	ご認識の通りです。
1-12	翌々日計画の提出は部分供給通告値も対象か。	翌々日計画について、部分供給通告値は対象外です。

No.	質問	回答
2-1	2024年度の運用開始前にテスト期間・環境は設けられるのか。	<p>現在も本番環境にて翌々日計画の提出に関する事前確認を行うことが可能です。</p> <p>現行の週間計画を提出後、週間計画の計画変更の提出期限までに最新の計画値を反映の上、変更後の計画を提出してご確認ください。</p> <p><参考>計画の作成・提出に関するよくある質問 No.1-28 https://www.occto.or.jp/occtosystem2/index.html#otoiawase</p>
2-2	「週間計画における指定時刻2点」と「翌々日計画における指定時刻2点」は、同じ時刻が指定されるのか。	2点の時刻は週間、翌々日共に同じ時刻となります。
2-3	2024年度の翌々日計画の情報区分コードは、週間計画と同様(0160,0260,0120)の認識でよいか。	ご認識の通りです。
2-4	2024年度開始の翌々日計画について、土曜日分の更新は不要とのことだが、更新した場合に問題はあるか。	問題はありませんが、更新されたデータは広域予備率へ反映されません。
2-5	2024年度の指定時刻2点はいつ公表されるのか。	<p>すでに公表済みの週間計画における指定時刻と同様です。</p> <p><参考>2023年度・2024年度の週間計画における指定時刻の指定及び公表について https://www.occto.or.jp/occtosystem2/oshirase/2022/221005_kakusyukeyi_kakusukejuru.html</p>

No.	質問	回答
2-6	週間計画の更新について、計画対象日の前日以前の計画値は「前回提出時の計画値」または「空白(空白)」で提出するとのことですが、当日計画のように、入力支援ツールにGCを過ぎたら自動で空欄にする機能を具備していただけないか。	2024年度のみ運用のため、対応は予定していません。
2-7	2024年度も翌々日計画を翌日計画のBP同様のフォーマット(2025年度の形式)で提出することは認められるか。	2024年度は週間計画を用いて広域予備率を演算するため、週間計画を更新する形での対応をお願いします。
2-8	現状、需要調達計画の週間計画にはスポット約定見込みを記載していないが、2024年度以降記載する必要があるのか。	2025年度以降の対応となりますので、2024年度では必要ありません。
2-9	2024年度の対応について、週間計画の更新とあるが提出まで行う必要があるのか。また、更新がない場合は、同じ内容の計画の再提出は不要か。	ご認識の通り、更新した場合は提出をお願いします。更新がない場合は再提出不要です。
2-10	2024年度の翌々日計画のファイル名について、週間計画とは別の分割番号で提出しても問題ないか 例： ・週間計画提出時：W6_0160_20240401_01_12345_5.xml ・翌々日計画提出時：W6_0160_20240401_02_12345_5.xml	2024年度の翌々日計画は週間計画を更新する形で提出していただきますので、ファイル名については週間計画から変更せずにご提出ください。分割番号を変更してしまうと、翌々日計画が複数提出された扱い（ダブルカウント）となってしまいます。
2-11	Q3-4に「2025年度以降、FIT特例①・③は翌々日計画の提出対象外」との記載があるが、2024年度についても提出対象外か。	2024年度は、FIT特例①・③分についても翌々日計画の提出が必要です。他の翌々日計画と同様、週間計画を更新する形で提出をお願いいたします。

3. 2025年度

No.	質問	回答
3-1	2025年度以降の週間計画に変更はあるか。	2025年度以降の週間計画は現在の提出と変更はありません。
3-2	2025年度の翌々日計画においてJSPT3で記載する相対契約分は市場経由での相対取引分という認識でよいか。	ご認識の通りです。
3-3	2025年度の翌々日計画において、JEPXによる調達の内訳計上が必要な理由は何故か。	第5回あるべき卸電力市場、需給調整市場及び需給運用の実現に向けた実務検討作業部会（2023年3月22日）において、2025年度以降、広域機関にてスポット市場依存量の実績を取りまとめて公表することが整理されたためです。
3-4	2025年度の翌々日計画について、FIT特例①・③は対象外か。	FIT特例①は翌々日計画の提出対象外です。 また、FIT特例③については一般送配電事業者及び配電事業者は提出不要です。（FIT特例③を提出する特定送配電事業者は翌々日計画の提出が必要） なお、翌々日計画を提出した場合、翌日計画がダブルカウントされるなど、意図しない計画になる可能性がありますので、提出しないでください。
3-5	2025年度の翌々日計画のJEPX調達の内訳について、自社内のエリア間取引分は相対契約および調達先未定分のどちらの扱いになるか。	自社内取引分は調達先が決まっていますので、相対契約分として記載してください。
3-6	2025年度の翌々日計画において、ベースロード市場調達分については相対契約分に計上すればよいか。	ベースロード市場調達分については、調達が確定していますので相対契約分での記載となります。
3-7	2025年度以降について「計画間の整合性チェックについては、翌々日計画では実施しない」と記載があるが、翌々日計画提出後、計画値に変更がなく翌日計画を提出しなかった場合、計画間の整合性チェックは翌々日計画の内容がチェックされる認識でよいか。	ご認識の通りです。

No.	質問	回答
3-8	2025年度以降の翌々日計画について、相対契約分、調達先未定分は複数行に分けて記載することは可能か。	複数行の記載は可能です。
3-9	スポット約定想定量について、販売需要が自社供給力で満足する場合、ゼロでも記載する必要があるか。	当該ケースでは、スポット約定見込みの記載は不要です。
3-10	2025年度以降、スポット約定想定量(JSPT3)に相対契約分と調達先未定分を分けて記載するとのことだが、JSPT4など、取引先コードを分ける対応はできないか。	取引先コードを変更する場合、各事業者様のシステムや広域機関システムの改修が必要となるため、新たな取引先コードを設定することは考えておりません。
3-11	P.17について、2025年度以降、翌日計画のJSPT 3 (相対契約分,調達先未定分)に記載するのは、スポット約定量でよいか。取引先名が未定分とあるため、読み替えて対応する理解でよいか。	ご認識の通りです。
3-12	スポット約定想定量の記載について、取引先名は任意項目なので、取引先名が空白(ブランク)のJSPT3を記載しても良いか。	取引先名については、2025年度以降「相対契約分」または「調達先未定分」の記載をお願いします。
3-13	エリア内でJEPXから調達する場合、エリア間の相対契約分と合算して記載すればよいか。	エリア内でJEPXから調達する予定の電力は、調達先が未定ですので、エリア間の相対契約分ではなく、「調達先未定分」への記載となります。
3-14	エリア間自己託送の場合、翌日計画において通常のスポット取引とエリア間自己託送分(特定託送コード有)で分けて記載しているが、2025年度からの翌々日計画でも同様の対応でよいか。	2025年度からの翌々日計画においても、翌日計画と同様に特定託送コードの記載をお願いいたします。 その場合の取引先名は「相対契約分」としてください。

3. 2025年度

No.	質問	回答
3-15	<p>2025年度以降の翌日計画のファイル名について、翌々日計画とは別の分割番号で提出しても問題ないか</p> <p>例： 翌々日計画提出時 : W6_0150_20250401_01_12345_5.xml 翌日計画提出時 : W6_0150_20250401_02_12345_5.xml</p>	<p>2025年度以降の翌日計画は翌々日計画を更新する形で提出いただきますので、ファイル名は分割番号を含め、翌々日計画から変更せずにご提出ください。</p> <p>分割番号を変更してしまうと、翌日計画が複数提出された扱い（ダブルカウント）となってしまいます。</p>
3-16	<p>2025年度の翌々日計画の情報区分コードは、翌日計画と同様(0150,0250,0110)の認識でよいか。</p>	<p>ご認識の通りです。</p>
3-17	<p>現状、(翌日FIT)発電販売計画(情報区分コード:0152)にFIT特例①の発電BGとその他の発電BGの計画を記載することも可能ですが、2025年度以降も同様の記載とすることは可能か。</p>	<p>2025年度以降、翌々日計画(情報区分コード:0150)としてFIT特例①以外の発電BGの計画を提出する必要がありますので、FIT特例①の発電BGとその他の発電BGの計画は分けて提出してください。</p> <p>なお、翌々日計画(情報区分コード:0150)としてFIT特例①以外の発電BGの計画を提出した上で、(翌日FIT)発電販売計画にFIT特例①以外の発電BGの計画を記載すると、最終的に翌日計画(情報区分コード:0150)が複数提出された扱い（ダブルカウント）となります。</p> <p>また、ステータス3の(翌日FIT)発電販売計画(情報区分コード:0152)が広域機関システムに登録されると、(翌日)発電販売計画(情報区分コード:0150)として計画受付されるため、翌々日計画と(翌日FIT)発電販売計画は分割番号を分けて提出する必要があります。</p> <p>例： 翌々日計画(前々日10時締切) : W6_0150_20250401_01_12345_5.xml 翌日FIT計画(前々日12時締切) : W6_0152_20250401_02_12345_5.xml</p>

No.	質問	回答
3-18	<p>Q3-4に「2025年度以降、FIT特例①は翌々日計画の提出対象外」との記載がある。</p> <p>FIT特例①以外の翌々日計画において、FIT特例①分を考慮して計画を作成する必要がある場合、FIT特例①分は考慮せず(計画値ゼロ扱い)に他の計画を作成するという理解で良いか。</p>	<p>FIT特例①以外の翌々日計画の作成に際して、FIT特例①分を考慮する必要がある場合には、現行の週間計画同様に事業者様側でFIT特例①分を予測いただく必要があります。</p> <p>(発電販売計画において、FIT特例①分の発電計画値は記載・提出しませんが、FIT特例①分を考慮した上で他の発電計画を作成してください。)</p> <p>なお、FIT特例①による電力の調達側(需要調達計画の調達計画)については、FIT特例①分を計上して作成いただく必要があります。</p>